



福岡医発第 3027 号（地）
令和 5 年 2 月 6 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

電子処方箋管理サービスにおける処方箋及び調剤済みとなった処方箋
並びに処方情報及び調剤情報の提供に関する情報の送付方法について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

令和 5 年 1 月 26 日に運用開始予定となっている電子処方箋につきましては、その仕組みの創設に関し、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）が令和 4 年 5 月 13 日に成立し、同年 5 月 20 日に公布されました。（令和 4 年 5 月 30 日付け福岡医発第 618 号（地）をご参照ください。）

今般、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第 34 号。以下「総確法施行規則」という。）に規定する処方箋及び調剤済みとなった処方箋並びに処方情報及び調剤情報の提供に関する厚生労働大臣が定める情報の送付方法について、別添のとおり厚生労働省より通知が発出された旨、福岡県保健医療介護部長より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kunituti2022.html>）に掲載されておりますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会 長 島田昇二郎

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神科病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課)

電子処方箋管理サービスにおける処方箋及び調剤済みとなった処方箋並びに
処方情報及び調剤情報の提供に関する情報の送付方法について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記について、厚生労働省から別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。
つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。
なお、本通知については、県ホームページに掲載していますこと申し添えます。

通知掲載ホームページ

福岡県ホームページトップページから「健康・福祉・子育て」>「医療提供体制」>厚生労働省
等からの通知」

URL:<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kunituti2022.html>

【担当】

医療指導係

TEL 092-643-3274

FAX 092-643-3277

薬生発0126第3号
令和5年1月26日

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
地方厚生（支）局長
殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
（ 公 印 省 略 ）

電子処方箋管理サービスにおける処方箋及び調剤済みとなった処方箋並びに
処方情報及び調剤情報の提供に関する情報の送付方法について

第208回国会において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第47号。以下「改正法」という。）が成立し、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）による電子処方箋の仕組み（以下「電子処方箋管理サービス」という。）が構築されたところです。

今般、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律施行規則（平成元年厚生省令第34号。以下「総確法施行規則」という。）に規定する処方箋及び調剤済みとなった処方箋並びに処方情報及び調剤情報の提供に関する厚生労働大臣が定める情報の送付方法について、下記のとおり定めましたので、貴管下の医療機関、薬局等に周知していただくようお願いします。

記

総確法施行規則第9条、第10条第2項、第13条、第15条、第16条、第18条及び第19条の規定に基づき、処方箋及び調剤済みとなった処方箋並びに処方情報及び調剤情報の提供に関する情報の送付方法は、社会保険診療報酬支払基金及び公益社団法人国民健康保険中央会が運営する電子処方箋管理サービスを介して、オンライン資格確認等システム外部インターフェイス仕様書及び電子処方箋管理サービス記録条件仕様で定めた仕様を満たすファイルを送付することにより行うものとする。